

この財団は一般の公社・公団と異なり、大学の研究教育にかかわる業務を扱うのであるから、その運営は特に慎重かつ民主的に行なわれなければならない。この点からして、上記のような財団の組織には大きな問題がある。それはまた、今後に検討が予測される国公立大学管理の方法に対しても強い影響を与える可能性がある。

- 2 同法案の中に含まれている私立学校法の一部改正の中には、質問および検査権、計画の変更および中止の勧告権、設備および授業などの変更権は今までの私立学校法では、特に除外されていた規定であり、私立大学の自主性尊重の点から見て大きい問題を包蔵するものである。

本会議は今回の私立大学への経常費助成を期して全国の私立大学が積極的に自主的かつ堅実な大学改革に取組まれることを切に要望するものであるが、同時にこの法案に含まれる以上の諸点は、経理面の監督を越えて私立大学の研究、教育に対する外部からの統制強化のおそれがある。

したがって、同法案が国会審議の過程で上記の趣旨に基づいて修正されることを希望するがもし原案がそのまま成立した場合には、法の運用について政府の慎重な配慮を要望する。

なお、今後私立大学助成の問題を再検討される場合には、本会議が私立大学助成についてこれまでに行なった勧告を基礎とされるようあわせて要望する。

備 考： 私立大学の助成に関する本会議勧告

- 1 私立大学の助成について

(昭和40年5月11日付内閣総理大臣あて勧告)

- 2 私立大学に対する研究体制確立のための助成の拡大について

(昭和42年5月20日付内閣総理大臣あて勧告)

8-21

総学庶第455号 昭和45年5月1日

文部大臣 坂田道太 殿

日本学術会議会長 江上不二夫

写送付先：国・公・私立各大学長、国立大学協会長、公立大学協会長、日本私立大学協会長、日本私立大学連盟会長、私立大学懇話会長、全国公立短期大学協会長、日本私立短期大学協会長

中央教育審議会「高等教育改革に関する基本構想試案」について（申入れ）

標記のことについて、本会議第56回総会の議に基づき、下記のとおり申し入れます。

記

昭和45年1月21日、中央教育審議会が発表した「高等教育の改革に関する基本構想試案」は、取り上げた課題そのものについては本会議のそれと一致する点も少なくない。

また改革の構想についても、それらのうちのいくつかの部分、たとえば「教養課程の改善」「私立大学の助成」「成人教育の必要性」等については、その問題提起においては賛同するものである。しかし、これらの課題解決にあたって「試案」は、高等教育の問題を一面においては学術政策の問題でもあるとしながら基本的には大学を単なる教育機関と見なして改革を構想している。その結果、

提示された構想の主要部分は、大学の自治を弱め、外部からの統制を強化する形のものとなっている。「試案」のこの基本的姿勢が変更されることなく具体化されたばあい、わが国の学術研究・教育の発展に重要な障害が発生するおそれがある。本会議はこれを深く憂慮するものである。

すでに本会議は、大学問題特別委員会を設置し、大学問題について検討を続けていたが、同委員会は第56回総会においてその中間報告を発表するに至った。発表されたものはなお同委員会の中間報告の段階であるが、その中では、たとえば大学改革具体化の重要な方法としてイギリスの University Grants Committee のように大学の自主性を尊重した大学行政委員会の設立および全大学の連合体の結成とそれによる大学改革の促進等が提案されている。

いずれにしても、大学改革はわが国の学術発展を左右する根本問題であり、したがって民族と社会の将来に対してもきわめて重要な影響を与えるものである。よって政府が大学改革を検討するにあたっては、本会議の勧告を尊重し、各大学の自主的改革案をも参考とされるよう強く要望する。

8-22

総学庶第456号 昭和45年5月1日

文部大臣 坂田道太 殿

日本学術会議会長 江上不二夫

(写送付先：科学技術庁長官、外務、大蔵)
両大臣

国際学術交流の促進について（申入れ）

標記のことについて、本会議第56回総会の議に基づき、下記のとおり申し入れます。

記

最近、国際学術交流は非常に活発に行なわれているが、本会議はわが国の科学者の国際学術交流や、共同研究への参加について、これまで常に強力に推進し、科学の世界的な発展のために寄与してきた。

一方、近時世界各国は他国との個別的学術交流や共同研究がきわめて重要であることを強く認識し、その促進に努めている。

日本学術会議は第34回総会で「科学の国際協力についての見解」を決議し、この見解のもとに日米両国間のみならず世界各国との共同研究を促進することを希望しているが、現在、日英の学術交流（科学者の交換、共同研究の実施等）について両国の科学者から強い要望が出ている。

ついては、日英をはじめとして個別的国々との学術交流の促進について政府は必要な体制を整え、適切な予算措置を講ぜられたい。